

講習科目の一部免除の基準

受講の免除が受けることができる者	講 習 科 目	講習時間
1 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程第1条第1号、第2号及び第4号に掲げる者 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科若しくはブロック建築科の訓練又は旧能開法27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練のうち旧能開法別表第7の訓練科の欄に掲げる建設科、型枠科若しくはブロック建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である能力再開発として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われた者を含む）を修了した者 3 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、ブロック建築又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識	7時間
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間
職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識	7時間
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間
	作業者に対する教育等に関する知識	1時間30分